

毎週火曜・金曜日発行

○印は長崎県例規集に登載するもの



長崎県公報

目 次

<p>◎ 告 示</p> <p>○長崎県地域総合整備資金貸付要綱の一部改正</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一般競争入札の参加者の資格等 ・保安林の指定の予定 ・道路の区域変更 ・土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定 <p>◎ 公 告</p> <ul style="list-style-type: none"> ・契約者等（2件） ・一般競争入札の実施 ・測量の実施 <p>◎ 公安委員会告示</p> <ul style="list-style-type: none"> ・技能検定員審査及び教習指導員審査の実施 <p>◎ 人事委員会規則</p> <p>○一般職員の特殊勤務手当の支給に関する規則等の一部を改正する規則</p>	<p>所管課（室）名</p> <p>地域づくり推進課 文化振興・世界遺産課 林 政 課 道 路 維 持 課 砂 防 課</p> <p>税 務 課 文化振興・世界遺産課 建 設 企 画 課</p> <p>運 転 免 許 管 理 課</p> <p>人 事 委 員 会 事 務 局</p>
---	---

告 示

長崎県告示第504号

長崎県地域総合整備資金貸付要綱（平成元年長崎県告示第902号）の一部を次のように改正し、令和5年度予算に係る資金の貸付けから適用する。

令和5年7月21日

長崎県知事 大石 賢吾

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
<p>（期限前償還）</p> <p>第17条 略</p> <p>2 借主は、次の各号の一に該当するときは、期限の利益を失い、借入金の全部を直ちに償還するものとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 借主若しくは保証人が手形交換所又は電子記録債権法（平成19年法律第102号）第2条第2項に規定する電子債権記録機関の取引停止処分を受けたとき。</p>	<p>（期限前償還）</p> <p>第17条 略</p> <p>2 借主は、次の各号の一に該当するときは、期限の利益を失い、借入金の全部を直ちに償還するものとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 借主若しくは保証人が手形交換所の取引停止処分を受けたとき。</p>

長崎県告示第505号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用さ

れる調達契約の締結が見込まれるので、競争入札の参加資格を得ようとする者のための申請方法等について、次のとおり告示する。

令和5年7月21日

長崎県知事 大石 賢吾

1 競争入札に付する事項

「ながさきミュージアムネットワークシステム」リニューアル業務委託
(業務番号 5文世第43号)

2 競争入札に参加することができない者

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「令」という。)第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者。なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同項第1号の規定に該当しない者である。
- (2) 令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者のうち、3年を限度として知事が定める期間を経過しないもの又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者
- (3) 競争入札参加資格審査申請書及び添付書類に故意に虚偽の事項を記載した者
- (4) 営業に関し、許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者
- (5) 原則として1年以上の営業実績を有しない者
- (6) この告示の日から入札の期日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けている者又は受けることが明らかである者
- (7) この告示の日及び入札期日以前6か月以内に、電子交換所で不渡手形若しくは不渡り小切手を出した事実又は銀行若しくは主要取引先からの取引停止等を受けた事実がある者
- (8) 破産法(平成16年法律第75号)第18条第1項若しくは第19条第1項の規定に基づく破産手続き開始の申立て、会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定に基づく更生手続き開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定に基づく再生手続き開始の申立てがなされている者
- (9) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号又は第6号の規定に該当する者
- (10) 長崎県暴力団排除条例(平成23年長崎県条例第47号)第33条の規定により公表されることが決定された者で、当該決定がなされた日から2年を経過していない者
- (11) この告示の日から入札の期日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者又は受けることが明らかである者

3 競争入札参加者の資格要件

令和2年4月1日から申請書の提出期限の日までにおいて、当該業務と類似する業務の履行実績があること。

4 競争入札参加者の資格及び審査

- (1) 競争入札参加者の資格は、施行令第167条の5第1項及び第167条の5の2に定める要件に基づき、(2)に掲げる事項について審査し決定する。
- (2) 審査事項
 - ア 年間売上高
 - イ 営業年数
 - ウ 従業員数
 - エ 財務比率(純利益、固定長期適合率及び流動比率)
 - オ 過去の類似する業務の実績

5 資格審査申請の方法

- (1) 申請の時期
この告示の日から令和5年8月4日(金)までの間(県の休日を除く。)の午前9時から午後5時までとする。
- (2) 申請書の入手方法
競争入札参加資格審査申請書(第1号様式。以下「申請書」という。)は、この告示の日から(5)に掲げる場所において、競争入札参加資格を得ようとする者に交付する。なお、県のホームページから入手することもできる。
- (3) 申請書の提出方法

入札に参加しようとする者は、申請書に次の書類を添え、(5)に掲げる場所に持参又は郵送（一般書留、簡易書留に限る。期限内に必着のこと。）により提出すること。

ア 誓約書（第2号様式）

イ 法人にあっては登記簿謄本（履歴事項全部証明書）

ウ 個人にあっては、本籍地の市町村長が発行する身元（分）証明書及び住所地の市町村長が発行する住民票並びに法務局が発行する成年後見登記制度における登記事項証明書又は登記されていないことの証明書

エ 県税に関し未納がないことを証する証明書

オ 消費税及び地方消費税課税業者にあっては、消費税及び地方消費税の未納がないことを証する証明書

カ 印鑑届（第3号様式）

キ 口座振込申込書（第4号様式）

ク 令和2年4月1日から申請書提出期限までに、当該業務と類似した業務について実績を証明する書類（第5号様式）

ケ その他知事が必要と認める書類

※ 提出書類は原本とし、参加資格申請日より3月以内に発行されたものに限る。

(4) 申請書等の作成に用いる言語

ア 申請書は、日本語で作成すること。なお、その他の書類で外国語で記載のものは、日本語の訳文を付記し、又は添付すること。

イ 申請書のうち、金額欄については、出納官吏事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）第16条に基づき定められた外国語貨幣換算率により日本国通貨に換算し、記載すること。

(5) 申請書の交付及び提出場所

[住所] 〒850-8570 長崎県長崎市尾上町3番1号

[名称] 長崎県文化観光国際部文化振興・世界遺産課

[電話] 095-895-2768（直通）

[FAX] 095-829-2336

6 資格審査結果の通知

資格審査結果通知書（第9号様式）により通知（郵送）する。

7 資格の有効期間

競争入札参加資格の有効期間は、この告示に基づき資格を取得したときから令和5年10月31日（火）までとする。

8 資格の取消し等

(1) 競争入札参加者の資格を有する者が2の(1)又は(Ⅱ)に該当するに至った場合においては、当該資格を取り消す。

(2) 競争入札参加者の資格を有する者が2の(2)に該当するに至った場合においては、当該資格を取り消し、又は3年を限度として競争入札に参加させない。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者も同様とする。

(3) 資格取消等の通知

競争入札参加資格を取り消したとき又は3年を限度として競争入札に参加させないときは、当該資格者にその旨を通知する。

長崎県告示第506号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定をしようとする旨の通知を受けた。

令和5年7月21日

長崎県知事 大石 賢吾

1 保安林予定森林の所在場所

長崎市千々町1421（次の図に示す部分に限る。）、623の4から623の9まで、624の2、1356から1363まで、1365から1379まで、1380の1、1380の2、1382、1383、1384の1、1384の2、1385、1386、1387の1、1387の2、1388から1400まで、1400の1、1400の2、1401から1408まで、1409のイ、1409のロ、1410から1412まで、1413のイ第1、1413のイ第2、1413のロ第1、1413のロ第2、1413のハ、1414のイ、1415から1417まで、1422から1424まで、1426から1429まで、1431、1434のイ、1434のロ、1435のイ第1、1435のイ第2、1435のロ・1436のロ・

1437、1435のハ、1436のイ第1、1436のイ第2、1438から1444まで、1445の第1、1445の第2、1446、1446のイ、1447から1463まで、1464の2

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。

千々町1400の1・1401（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を県庁農林部林政課及び長崎市役所に備え置いて縦覧に供する。）

長崎県告示第507号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び長崎振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和5年7月21日

長崎県知事 大石 賢吾

道路の種類 一般県道

路線名 昭和馬町線

道路の区域

区 間	区域変更 前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
長崎市馬町162番3地先から 長崎市馬町83番3地先まで	前	21.9~21.9	36.7	
	後	21.9~25.0	36.7	

長崎県告示第508号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項及び第9項第1項の規定により、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

なお、土砂災害警戒区域に関する公示図書は、長崎県土木部砂防課及び長崎県長崎振興局建設部に備え置いて縦覧に供する。

令和5年7月21日

長崎県知事 大石 賢吾

箇所番号	所在地	土砂災害の発生 原因となる自然 現象の種類	区域の種類	建築物に作用 すると想定され る衝撃に関 する事項
長崎(外海)-(急)-0001	長崎市永田町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域	公示図書中の 図面において 表示
長崎(外海)-(急)-0002	長崎市永田町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域	
長崎(外海)-(急)-0003	長崎市永田町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域	

長崎(外海)-(急)-0004	長崎市永田町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
長崎(外海)-(急)-0005	長崎市永田町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
長崎(外海)-(急)-0006	長崎市永田町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
長崎(外海)-(急)-0007	長崎市永田町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
長崎(外海)-(急)-0008	長崎市永田町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
長崎(外海)-(急)-0009	長崎市永田町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
長崎(外海)-(急)-0010	長崎市永田町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
長崎(外海)-(急)-0011	長崎山下黒崎町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
長崎(外海)-(急)-0012	長崎山下黒崎町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
長崎(外海)-(急)-0013	長崎山下黒崎町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
長崎(外海)-(急)-0014	長崎山下黒崎町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
長崎(外海)-(急)-0015	長崎山下黒崎町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
長崎(外海)-(急)-0016	長崎山下黒崎町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
長崎(外海)-(急)-0017	長崎山下黒崎町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
長崎(外海)-(急)-0018	長崎山下黒崎町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
長崎(外海)-(急)-0019	長崎山下黒崎町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
長崎(外海)-(急)-0020	長崎山下黒崎町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
長崎(外海)-(急)-0021	長崎市永田町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
長崎(外海)-(急)-0022	長崎山下黒崎町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
長崎(外海)-(急)-0023	長崎山下黒崎町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
長崎(外海)-(急)-0024	長崎山下黒崎町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域

長崎(外海)-(急)-0025	長崎市東出津町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
長崎(外海)-(急)-0026	長崎市東出津町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
長崎(外海)-(急)-0027	長崎市東出津町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
長崎(外海)-(急)-0028	長崎市東出津町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
長崎(外海)-(急)-0029	長崎市下黒崎町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
長崎(外海)-(急)-0030	長崎市下黒崎町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
長崎(外海)-(急)-0031	長崎市東出津町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
長崎(外海)-(急)-0032	長崎市東出津町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
長崎(外海)-(急)-0033	長崎市東出津町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
長崎(外海)-(急)-0034	長崎市東出津町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
長崎(外海)-(急)-0035	長崎市東出津町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
長崎(外海)-(急)-0036	長崎市下黒崎町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
長崎(外海)-(急)-0037	長崎市下黒崎町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
長崎(外海)-(急)-0038	長崎市東出津町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
長崎(外海)-(急)-0039	長崎市東出津町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
長崎(外海)-(急)-0040	長崎市東出津町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
長崎(外海)-(急)-0041	長崎市下黒崎町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
長崎(外海)-(急)-0042	長崎市下黒崎町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
長崎(外海)-(急)-0043	長崎市下黒崎町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
長崎(外海)-(急)-0044	長崎市下黒崎町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
長崎(外海)-(急)-0045	長崎市下黒崎町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域

長崎(外海)-(急)-0046	長崎市下黒崎町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
長崎(外海)-(急)-0047	長崎市東出津町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
長崎(外海)-(急)-0048	長崎市西出津町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
長崎(外海)-(急)-0049	長崎市西出津町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
長崎(外海)-(急)-0050	長崎市西出津町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
長崎(外海)-(急)-0051	長崎市西出津町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
長崎(外海)-(急)-0052	長崎市西出津町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
長崎(外海)-(急)-0053	長崎市西出津町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
長崎(外海)-(急)-0054	長崎市西出津町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
長崎(外海)-(急)-0055	長崎市西出津町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
長崎(外海)-(急)-0056	長崎市西出津町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
長崎(外海)-(急)-0057	長崎市西出津町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
長崎(外海)-(急)-0058	長崎市西出津町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
長崎(外海)-(急)-0059	長崎市西出津町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
長崎(外海)-(急)-0060	長崎市西出津町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
長崎(外海)-(急)-0061	長崎市西出津町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
長崎(外海)-(急)-0062	長崎市西出津町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
長崎(外海)-(急)-0063	長崎市西出津町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
長崎(外海)-(急)-0064	長崎市新牧野町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
長崎(外海)-(急)-0065	長崎市新牧野町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
長崎(外海)-(急)-0066	長崎市赤首町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域

長崎(外海)-(急)-0067	長崎市新牧野町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
長崎(外海)-(急)-0068	長崎市下大野町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
長崎(外海)-(急)-0069	長崎市下大野町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
長崎(外海)-(急)-0070	長崎市上大野町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
長崎(外海)-(急)-0071	長崎市上大野町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
長崎(外海)-(急)-0072	長崎市神浦夏井町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
長崎(外海)-(急)-0073	長崎市神浦丸尾町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
長崎(外海)-(急)-0074	長崎市神浦夏井町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
長崎(外海)-(急)-0075	長崎市神浦丸尾町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
長崎(外海)-(急)-0076	長崎市神浦江川町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
長崎(外海)-(急)-0077	長崎市神浦丸尾町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
長崎(外海)-(急)-0078	長崎市神浦江川町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
長崎(外海)-(急)-0079	長崎市神浦江川町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
長崎(外海)-(急)-0080	長崎市神浦上大中尾町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
長崎(外海)-(急)-0081	長崎市神浦北大中尾町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
長崎(外海)-(急)-0082	長崎市神浦下大中尾町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
長崎(外海)-(急)-0083	長崎市神浦上大中尾町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
長崎(外海)-(急)-0084	長崎市神浦北大中尾町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
長崎(外海)-(急)-0085	長崎市神浦扇山町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
長崎(外海)-(急)-0086	長崎市神浦扇山町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
長崎(外海)-(急)-0087	長崎市神浦扇山町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域

長崎(外海)-(急)-0088	長崎市神浦扇山町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
長崎(外海)-(急)-0089	長崎市神浦扇山町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
長崎(外海)-(急)-0090	長崎市神浦扇山町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
長崎(外海)-(急)-0101	長崎市神浦北大中尾町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
長崎(外海)-(急)-0102	長崎市神浦口福町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
長崎(外海)-(急)-0103	長崎市神浦口福町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
長崎(外海)-(急)-0104	長崎市神浦口福町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
長崎(外海)-(急)-0105	長崎市神浦口福町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
長崎(外海)-(急)-0106	長崎市神浦扇山町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
長崎(外海)-(急)-0107	長崎市神浦扇山町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
長崎(外海)-(急)-0108	長崎市神浦扇山町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
長崎(外海)-(急)-0109	長崎市神浦扇山町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
長崎(外海)-(急)-0110	長崎市神浦江川町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
長崎(外海)-(急)-0111	長崎市神浦下大中尾町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
長崎(外海)-(急)-0112	長崎市神浦上大中尾町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
長崎(外海)-(急)-0113	長崎市神浦上大中尾町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
長崎(外海)-(急)-0114	長崎市神浦扇山町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
長崎(外海)-(急)-0115	長崎市神浦扇山町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
長崎(外海)-(急)-0116	長崎市神浦扇山町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
長崎(外海)-(急)-0117	長崎市神浦扇山町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
長崎(外海)-(急)-0118	長崎市神浦扇山町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域

長崎(外海)-(急)-0119	長崎市神浦上大中尾町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
長崎(外海)-(急)-0120	長崎市神浦上大中尾町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
長崎(外海)-(急)-0121	長崎市神浦下大中尾町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
長崎(外海)-(急)-0122	長崎市神浦下大中尾町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
長崎(外海)-(急)-0123	長崎市神浦下大中尾町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
長崎(外海)-(急)-0124	長崎市神浦扇山町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
長崎(外海)-(急)-0125	長崎市神浦扇山町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
長崎(外海)-(急)-0126	長崎市神浦向町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
長崎(外海)-(急)-0127	長崎市上大野町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
長崎(外海)-(急)-0128	長崎市上大野町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
長崎(外海)-(急)-0129	長崎市神浦夏井町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
長崎(外海)-(急)-0130	長崎市神浦北大中尾町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
長崎(外海)-(急)-0131	長崎市下大野町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
長崎(外海)-(急)-0132	長崎市赤首町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
長崎(外海)-(急)-0133	長崎市赤首町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
長崎(外海)-(急)-0134	長崎市下大野町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
長崎(外海)-(急)-0135	長崎市新牧野町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
長崎(外海)-(急)-0136	長崎市新牧野町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
長崎(外海)-(急)-0137	長崎市西出津町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
長崎(外海)-(急)-0138	長崎市新牧野町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
長崎(外海)-(急)-0139	長崎市赤首町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域

長崎(外海)-(急)-0140	長崎市赤首町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
長崎(外海)-(急)-0141	長崎市赤首町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
長崎(外海)-(急)-0142	長崎市赤首町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
長崎(外海)-(急)-0143	長崎市西出津町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
長崎(外海)-(急)-0144	長崎市西出津町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
長崎(外海)-(急)-0145	長崎市西出津町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
長崎(外海)-(急)-0146	長崎市西出津町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
長崎(外海)-(急)-0147	長崎市赤首町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
長崎(外海)-(急)-0148	長崎市西出津町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
長崎(外海)-(急)-0149	長崎市西出津町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
長崎(外海)-(急)-0150	長崎市西出津町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
長崎(外海)-(急)-0151	長崎市西出津町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
長崎(外海)-(急)-0152	長崎市東出津町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
長崎(外海)-(急)-0153	長崎市東出津町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
長崎(外海)-(急)-0154	長崎市東出津町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
長崎(外海)-(急)-0155	長崎市新牧野町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
長崎(外海)-(急)-0156	長崎市上黒崎町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
長崎(外海)-(急)-0157	長崎市上黒崎町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
長崎(外海)-(急)-0158	長崎市下黒崎町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
長崎(外海)-(急)-0159	長崎市下黒崎町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
長崎(外海)-(急)-0160	長崎市下黒崎町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域

長崎(外海)-(急)-0161	長崎市下黒崎町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
長崎(外海)-(急)-0162	長崎市下黒崎町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
長崎(外海)-(急)-0163	長崎市下黒崎町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
長崎(外海)-(急)-0164	長崎市下黒崎町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
長崎(外海)-(急)-0165	長崎市下黒崎町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
長崎(外海)-(急)-0166	長崎市下黒崎町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
長崎(外海)-(急)-0167	長崎市永田町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
長崎(外海)-(急)-0168	長崎市永田町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
長崎(外海)-(急)-0169	長崎市永田町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
長崎(外海)-(急)-0170	長崎市永田町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
長崎(外海)-(急)-0171	長崎市永田町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
長崎(外海)-(急)-0172	長崎市永田町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
長崎(外海)-(土)-001	長崎市下黒崎町	土石流	警戒区域、特別警戒区域
長崎(外海)-(土)-002	長崎市上黒崎町	土石流	警戒区域、特別警戒区域
長崎(外海)-(土)-003	長崎市下黒崎町	土石流	警戒区域、特別警戒区域
長崎(外海)-(土)-004	長崎市西出津町	土石流	警戒区域、特別警戒区域
長崎(外海)-(土)-005	長崎市上黒崎町	土石流	警戒区域、特別警戒区域
長崎(外海)-(土)-006	長崎市西出津町	土石流	警戒区域、特別警戒区域
長崎(外海)-(土)-007	長崎市上黒崎町	土石流	警戒区域、特別警戒区域
長崎(外海)-(土)-008	長崎市上黒崎町	土石流	警戒区域
長崎(外海)-(土)-009	長崎市赤首町	土石流	警戒区域、特別警戒区域

長崎(外海)-(土)-010	長崎市赤首町	土石流	警戒区域、特別警戒区域
長崎(外海)-(土)-011	長崎市新牧野町	土石流	警戒区域
長崎(外海)-(土)-012	長崎市新牧野町	土石流	警戒区域
長崎(外海)-(土)-013	長崎市新牧野町	土石流	警戒区域、特別警戒区域
長崎(外海)-(土)-014	長崎市新牧野町	土石流	警戒区域、特別警戒区域
長崎(外海)-(土)-015	長崎市神浦夏井町	土石流	警戒区域、特別警戒区域
長崎(外海)-(土)-016	長崎市神浦向町	土石流	警戒区域、特別警戒区域
長崎(外海)-(土)-017	長崎市神浦下大中尾町	土石流	警戒区域
長崎(外海)-(土)-018	長崎市神浦江川町	土石流	警戒区域、特別警戒区域
長崎(外海)-(土)-019	長崎市神浦下大中尾町	土石流	警戒区域、特別警戒区域
長崎(外海)-(土)-020	長崎市神浦口福町	土石流	警戒区域、特別警戒区域
長崎(外海)-(土)-021	長崎市神浦上大中尾町	土石流	警戒区域、特別警戒区域
長崎(外海)-(土)-022	長崎市神浦上大中尾町	土石流	警戒区域、特別警戒区域
長崎(外海)-(土)-023	長崎市神浦下大中尾町	土石流	警戒区域
長崎(外海)-(土)-024	長崎市神浦下大中尾町	土石流	警戒区域、特別警戒区域
長崎(外海)-(土)-025	長崎市神浦下大中尾町	土石流	警戒区域、特別警戒区域

公 告

契約者等（公告）

随意契約の相手方等について、次のとおり公告する。

令和5年7月21日

長崎県知事 大石 賢吾

- 1 随意契約に係る特定役務の名称
県税総合システム税制改正対応（自動車税）改修業務委託
- 2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地
長崎県総務部税務課

〒850-8570 長崎市尾上町3-1 電話095-895-2216

- 3 随意契約の相手方を決定した日
令和5年6月15日
- 4 随意契約の相手方の名称及び所在地
長崎市万才町7-1
日本電気株式会社長崎支店 支店長 木村 雅晴
- 5 随意契約に係る契約金額
69,300,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約の理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条第1項第2号の規定に該当するため。

契約者等（公告）

随意契約の相手方等について、次のとおり公告する。

令和5年7月21日

長崎県知事 大石 賢吾

- 1 随意契約に係る特定役務の名称
県税総合システム税制改正対応（個人事業税・間税共通納税拡充）改修業務委託
- 2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地
長崎県総務部税務課
〒850-8570 長崎市尾上町3-1 電話095-895-2216
- 3 随意契約の相手方を決定した日
令和5年6月15日
- 4 随意契約の相手方の名称及び所在地
長崎市万才町7-1
日本電気株式会社長崎支店 支店長 木村 雅晴
- 5 随意契約に係る契約金額
107,250,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約の理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条第1項第2号の規定に該当するため。

一般競争入札の実施（公告）

「ながさきミュージアムネットワークシステム」リニューアル業務について総合評価一般競争入札に付するので、次のとおり公告する。

令和5年7月21日

長崎県知事 大石 賢吾

- 1 一般競争入札に付する事項
 - (1) 業務番号 5文世第43号
 - (2) 業務名 「ながさきミュージアムネットワークシステム」リニューアル業務委託
 - (3) 履行期間 契約締結日から令和6年3月15日（金）まで
 - (4) 業務概要 長崎歴史文化博物館・長崎県美術館で収藏品管理等を行う共用システムとして稼働している「ながさきミュージアムネットワークシステム」の庁外クラウドシステムを視野に入れた全面リニューアルのうち、収蔵資料・図書管理システム移行、認証管理（AD）、メール、メルマガ配信、グループウェア、館内ネットワーク機器調達・構築等について実施するものである。なお、仕様等詳細については入札説明書による。

2 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同項第1号の規定に該当しない者である。
- (2) 令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められるもののうち、3年を限度として知事が定める期間を経過しないもの又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者でないこと。
- (3) 「ながさきミュージアムネットワークシステム」リニューアル業務に関する令和5年7月21日付けの競争入札の参加者の資格等に示した入札の参加資格を受け、入札参加資格を有すると認められた者であること。
- (4) この公告の日から9(10)の開札日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けている者又は受けることが明らかである者でないこと。
- (5) この公告の日から9(10)の開札日までの間において、長崎県が行う各種契約からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者又は受けることが明らかである者でないこと。

3 入札参加資格を得るための申請の方法等

前記2の(3)に掲げる入札参加資格を得ていない者で入札を希望するものは、本県所定の審査申請書に必要事項を記載のうえ、次の提出場所へ提出すること。

申請書の入手先、提出場所及び申請に関する問い合わせ先

(住所) 〒850-8570 長崎県長崎市尾上町3番1号

(名称) 長崎県文化観光国際部文化振興・世界遺産課

(電話) 095-895-2768

(提出期限) 令和5年8月4日

4 入札参加条件

当該業務を確実に履行できると認められる者で、当該業務の仕様の内容の全部を第三者に委任又は請け負わせることなく履行できる者であること。

5 当該委託契約に関する事務を担当する部局等の名称等

(住所) 〒850-8570 長崎県長崎市尾上町3番1号

(名称) 長崎県文化観光国際部文化振興・世界遺産課

(電話) 095-895-2768

6 契約条項を示す場所

5の部局等とする。

7 入札説明書の交付方法等

(1) 入札説明書の交付方法

(期間) この公告の日から令和5年8月4日(金)まで(県の休日を除く。)の午前9時から午後5時まで

(場所) 5の部局 県ホームページから入手することもできる。

(2) 入札説明会

開催しない。

8 入札書及び契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

9 入札の方法等

- (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10の2第1項の規定による、一般競争（総合評価）入札で行うので、別に定める技術提案書作成要領に基づく技術提案書及び契約希望金額を記載した入札書を提出しなければならない。
- (2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 入札は、別に指定する入札書（第6号様式）及び入札用封筒（第7号様式）に必要事項を記載して、記名押印の上、封印をして、入札当日に入札者又はその代理人が直接入札箱に投函すること。なお、郵送による入札も可。
- (4) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内での入札がない場合は、直ちに再度入札を行う。

- (5) 入札執行回数は3回を限度とする。
 - (6) 代理人が入札する場合は、本人の委任状を提出するとともに、入札書には代理人の記名押印が必要である。
 - (7) 当該契約に関する事務を担当する部局等の名称等
(住所) 〒850-8570 長崎県長崎市尾上町3番1号(県庁行政棟5階)
(名称) 長崎県文化観光国際部文化振興・世界遺産課
(電話) 095-895-2768
 - (8) 技術提案書の提出期限及び場所
(期限) 令和5年8月17日(木)17時まで
(場所) (7)の部局に持参又は郵送(一般書留、簡易書留に限る。)すること。
技術提案書を郵送する場合は、包装の表に「技術提案書在中」と明記し、令和5年8月17日(木)17時必着のこと。
 - (9) 技術審査委員会の期日及び場所
競争入札参加資格の確認結果通知の際に別途連絡する。(令和5年8月下旬を予定)
技術審査委員会において応札者は、技術提案書の提案内容を説明すること。
 - (10) 入札の期日及び場所等
(期日) 令和5年9月1日(金)11時
(場所) 長崎県庁行政棟6階601会議室(〒850-8570 長崎県長崎市尾上町3番1号)
開札当日が悪天候(大雨等)等の場合は、開札を延期することもあるので、事前に(7)の部局へ連絡すること。
(郵送による場合の入札書の受領期限等)
(受領期限) 令和5年8月31日(木)17時(必着)
(提出先) 長崎県 文化観光国際部 文化振興・世界遺産課 文化企画班
(その他) 郵送による場合は書留郵便により上記受領期限内必着のこと。
- 10 入札保証金及び契約保証金
- (1) 入札保証金
見積った契約希望金額の100分の5以上の金額を納付すること。ただし、次の場合で事前に県の承認を受けたときは、入札保証金の納付が免除される。
ア 県を被保険者とする入札保証保険契約(契約希望金額の100分の5以上)を締結し、その証書を提出する場合
イ 令和3年4月1日から入札保証金の免除申請期限の前日までの間に、本県若しくは他の地方公共団体又は国との間に当該契約とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上締結し、それを証明するものを2件提出する場合
 - (2) 契約保証金
契約金額の100分の10以上の金額を納付すること。ただし、次の場合で事前に県の承認を受けたときは、契約保証金の納付が免除される。
ア 県を被保険者とする履行保証保険契約(契約金額100分の10以上)を締結し、その証書を提出する場合
イ 令和3年4月1日から開札日の前日までの間において、本県若しくは他の地方公共団体又は国との間に、当該契約とその種類及び規模をほぼ同じくする契約の履行完了の実績が2件以上あり、それを証明するものを2件提出する場合
- 11 入札者が代理人である場合の委任状の提出
入札者が代理人である場合は、委任状(第8号様式)の提出が必要である。
適正な委任状の提出がない場合、代理人は入札に参加することができない。
- 12 入札の無効
次の入札は無効とする。なお、(1)から(8)により無効となった者は、再度の入札に加わることはできない。
- (1) 競争入札に参加する者に必要な資格のない者が入札したとき。
 - (2) 入札者が法令の規定に違反したとき。
 - (3) 入札者が連合して入札したとき。
 - (4) 入札者が入札に際して不正の行為をしたとき。
 - (5) 入札者が他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をしたとき。

- (6) 入札書が所定の日時までに到達しないとき。
 - (7) 指名停止の措置を長崎県から受けている者又は受けることが明らかである者が入札したとき。
 - (8) 長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者又は受けることが明らかである者が入札したとき。
 - (9) 技術提案書を提出しなかった者又は技術提案書が不合格となった者が入札したとき。
 - (10) 所定の額の入札保証金を納付しない者又は入札保証金に代わる担保を提供しない者のした入札であるとき。
 - (11) 入札者又はその代理人が同一事項に対し2以上の入札をしたとき。
 - (12) 入札書に入札金額又は入札者の記名押印がないとき（入札者が代表者本人である場合に押印してある印鑑が届出済の印鑑でない場合及び入札者が代理人である場合に押印してある印鑑が委任状に押印してある代理人の印鑑でない場合を含む。）等入札者の意思表示が確認できないとき。
 - (13) 誤字、脱字等により入札者の意思表示が不明瞭であると認められるとき。
 - (14) 入札書の首標金額が訂正されているとき。
 - (15) その他入札書の記載事項について入札に関する条件を充足していないと認められるとき。
- 13 最低制限価格 設定しない
- 14 落札者の決定方法
- (1) 長崎県財務規則（昭和39年長崎県規則第23号）第97条の規定に基づいて作成された予定価格に110分の100を乗じて得た額の範囲内である入札参加者のうち、技術提案書の審査に基づく技術点、入札金額に基づく価格点の合計点（以下「総合評価点」という。）の最も高い者を落札者とする。最も高い入札者が2者以上あるときは、技術点の高い入札者を落札者とする。さらに、技術点の最も高い入札者が2者以上あるときは、くじにより決定するものとし、この場合において、くじに立ち会わない者又はくじを引かない者がいるときは、その者に代わって、当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせることとする。
 - (2) 技術点は、基礎点20点と加算点180点の合計200点とし、基礎点に満たないまたは合計点数が落札者決定基準に定める基準点未満の技術提案書を提出したものは不合格とし、総合評価点は与えない。
 - (3) 価格点は、100点とし、入札価格に応じて点数を与える。
 - (4) 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けた場合又は受けることが明らかとなった場合、落札決定を取り消すこととする。この場合、次順位者を落札者とする。
 - (5) 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けた場合又は受けることが明らかとなった場合、落札決定を取り消すこととする。この場合、次順位者を落札者とする。
- 15 落札者決定基準
落札者決定基準については、別に定める。
- 16 その他
- (1) 契約書の作成を要する。
 - (2) この調達契約は、世界貿易機関（WTO）協定の一部として、附属書4に掲げられている政府調達に関する協定の適用を受ける。
 - (3) 調達手続の停止等
この調達契約にかかる苦情処理の関係において、長崎県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合がある。この場合、調達手続が停止される場合がある。
 - (4) その他、詳細は入札説明書による。
- 17 Summary
- (1) Nature and quantity of the services to be required :
"Nagasaki Museum Network System" renewal service, 2023
(The details are described in the manual of this tender)
 - (2) Fulfillment period :
March 15, 2024
 - (3) Fulfillment place :
Nagasaki Museum of History and Culture (1-1-1 Tateyama, Nagasaki City 850-0007 JAPAN)
Nagasaki Prefectural Art Museum (2-1 Dejima-machi, Nagasaki City 850-0862 JAPAN)
 - (4) Time-limit for tender :

5:00pm August 31, 2023

(5) Date and time for the opening of tender :

11:00am September 1, 2023

(6) Point of Contact :

Culture Advancement and the World Heritage Division

Culture, Tourism & International Affairs Department

Nagasaki Prefectural Government

3-1 Onoue-machi, Nagasaki City 850-8570 JAPAN

TEL: +81-95-895-2768

測量の実施（公告）

測量法（昭和24年法律第188号）第39条の規定において準用する同法第14条第1項の規定により、島原振興局長から公共測量（3級基準点測量）を次のとおり実施する旨の通知があった。

令和5年7月21日

長崎県知事 大石 賢吾

公共測量実施の地域及び期間

地 域	期 間
長崎県南島原市西有家町須川 地区	令和5年7月26日から 令和5年8月31日まで

公安委員会告示

長崎県公安委員会告示第35号

道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第99条の2第4項第1号イ及び第99条の3第4項第1号イ並びに技能検定員審査等に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第3号。以下「規則」という。）第1条及び第10条の規定に基づき、技能検定員審査及び教習指導員審査を実施するので、規則第2条（規則第10条第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、次のように公示する。

令和5年7月21日

長崎県公安委員会委員長 瀬戸 牧子

1 審査の種類

(1) 技能検定員審査（大型、中型、準中型、普通、大特、大自二、普自二、牽引、大型二種、中型二種及び普通二種）

(2) 教習指導員審査（大型、中型、準中型、普通、大特、大自二、普自二、牽引、大型二種、中型二種及び普通二種）

2 受審資格

(1) 技能検定員審査

法第99条の2第4項第2号に規定する者

(2) 教習指導員審査

法第99条の3第4項第2号に規定する者

3 審査の実施日時

令和5年8月22日（火）から同月25日（金）までの午前9時から午後5時まで

4 審査の実施場所

長崎県大村市古賀島町533番地5 長崎県警察本部交通部運転免許管理課運転免許試験場

5 審査の申請

(1) 必要書類等

ア 審査申請書 1通

イ 審査の種類に応じ、次のものを提示すること。

- (ア) 技能検定員審査（大型、中型、準中型、普通、大特、大自二、普自二及びけん引）並びに教習指導員審査（大型、中型、準中型、普通、大特、大自二、普自二及びけん引）を受けようとする者は、当該審査に用いられる自動車を運転することができる免許（仮運転免許を除く。）に係る運転免許証
- (イ) 技能検定員審査（大型二種）を受けようとする者は、大型自動車第二種免許に係る運転免許証及び技能検定員資格者証（大型）
- (ウ) 技能検定員審査（中型二種）を受けようとする者は、大型自動車第二種免許又は中型自動車第二種免許に係る運転免許証及び技能検定員資格者証（中型）
- (エ) 技能検定員審査（普通二種）を受けようとする者は、大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係る運転免許証及び技能検定員資格者証（普通）
- (オ) 教習指導員審査（大型二種）を受けようとする者は、大型自動車第二種免許に係る運転免許証及び教習指導員資格者証（大型）
- (カ) 教習指導員審査（中型二種）を受けようとする者は、大型自動車第二種免許又は中型自動車第二種免許に係る運転免許証及び教習指導員資格者証（中型）
- (キ) 教習指導員審査（普通二種）を受けようとする者は、大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係る運転免許証及び教習指導員資格者証（普通）
- ウ 規則第17条に規定する審査細目の一部免除の適用を受ける者については、当該適用を受けることを証する書面

(2) 審査手数料

ア 技能検定員

- (ア) 大型免許・中型免許・準中型免許 23,400円
- (イ) 普通免許 19,500円
- (ウ) 第二種免許 21,500円
- (エ) その他の免許 14,700円

イ 教習指導員

- (ア) 大型免許・中型免許・準中型免許 14,550円
- (イ) 普通免許 11,850円
- (ウ) 第二種免許 12,450円
- (エ) その他の免許 9,650円

※ 審査細目の一部を免除される場合は、上記額から一定の手数料を減額する。

(3) 申請書類等の提出先

長崎県警察本部交通部運転免許管理課運転免許試験場教習係

6 審査申請書の受理期間

公示の日から令和5年8月4日（金）まで（土曜日及び日曜日を除く午前9時から午後4時まで）とする。

7 審査の細目

審査の細目は、別表のとおりとする。

8 その他

- (1) 審査で使用する車両については、各自用意するものとする。ただし、大型特殊自動車、けん引自動車、大型自動二輪車及び普通自動二輪車のAT車を除く。
- (2) 公安委員会は、審査に合格した者に対して審査合格証明書を交付するものとする。
- (3) 詳細については、長崎県警察本部交通部運転免許管理課に問い合わせること。

連絡先 長崎県警察本部交通部運転免許管理課運転免許試験場教習係

郵便番号 856-0817

所在地 長崎県大村市古賀島町533番地5

電話番号 0957-53-2128

別表

区 分 種 類	免 種	審 査 細 目
		1 技能検定に関する技能 (1) 技能検定員として必要な自動車の運転技能

技 能 検 定 員	第 一 種	(2) 自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能 2 技能検定に関する知識 (1) 法第108条の28第4項に規定する教則（以下「教則」という。）の内容となっている事項 (2) 自動車教習所に関する法令についての知識 (3) 技能検定の実施に関する知識 (4) 自動車の運転技能の評価方法に関する知識
	第 二 種	1 技能検定に関する技能 (1) 技能検定員として必要な自動車の運転技能 (2) 自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能 2 技能検定に関する知識 (1) 道路運送法（昭和26年法律第183号）第2条第3項に規定する旅客自動車運送事業（以下「旅客自動車運送事業」という。）及び自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成13年法律第57号）第2条第1項に規定する自動車運転代行業（以下「自動車運転代行業」という。）に関する法令についての知識 (2) 自動車の運転技能の評価方法に関する知識
教 習 指 導 員	第 一 種	1 教習に関する技能 (1) 教習指導員として必要な自動車の運転技能 (2) 技能教習（自動車の運転に関する技能の教習をいう。以下同じ。）に必要な教習の技能 (3) 学科教習（自動車の運転に関する知識の教習をいう。）に必要な教習の技能 2 教習に関する知識 (1) 教則の内容となっている事項その他自動車の運転に関する知識 (2) 自動車教習所に関する法令についての知識 (3) 教習指導員として必要な教育についての知識
	第 二 種	1 教習に関する技能 (1) 教習指導員として必要な自動車の運転技能 (2) 技能教習に必要な教習の技能 2 教習に関する知識 旅客自動車運送事業及び自動車運転代行業に関する法令についての知識

人事委員会規則

一般職員の特殊勤務手当の支給に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年7月21日

長崎県人事委員会委員長 水上 正博

長崎県人事委員会規則第12号

一般職員の特殊勤務手当の支給に関する規則等の一部を改正する規則

（一般職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部改正）

第1条 一般職員の特殊勤務手当の支給に関する規則（昭和39年長崎県人事委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
	<p><u>（防疫等作業手当の特例）</u> <u>第3条の2 条例第5条の2第1項の規定により手当を支給される職員は、次の各号に掲げる職員とする。</u> (1) <u>新型コロナウイルス感染症の無症状病原体保有者及び軽症患者が療養を行う施設等の内部又はこれに準ずる区域として人事委員会が認めるものにおいて、作業に従事した職員</u> (2) <u>疫学的調査、対象者の救護、対象者の移送及び移送後における車両の消毒その他これらに相当すると認められ</u></p>

<p>(併給禁止) 第24条 略 2～7 略</p>	<p>る作業に従事した職員 <u>2 条例第5条の2第2項に規定する人事委員会規則で定める額は、3,000円（対象者の身体に接触して又は対象者に長時間にわたり接して行う作業その他人事委員会がこれに準ずると認める作業に従事した場合は、4,000円）とする。</u> (併給禁止) 第24条 略 2～7 略 <u>8 前2項の規定にかかわらず、条例第5条の2に規定する作業に従事した日と同一日内において手当の額が日又は時間で定められている特殊勤務手当の支給対象となる作業に従事した職員には、条例第5条の2に規定する手当のみを支給し、他の手当の額が日又は時間で定められている特殊勤務手当については支給しない。ただし、この規定により支給されないこととなる手当の額が条例第5条の2に規定する手当の額を上回るときは、当該上回る額の手当のうち最も多額の手当（最も多額の手当が2以上あるときは、そのうち主として従事した作業に係る手当）を支給する。</u></p>
------------------------------------	---

(警察職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部改正)

第2条 警察職員の特殊勤務手当の支給に関する規則（昭和35年長崎県人事委員会規則第14号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
<p>(目的) 第1条 この規則は、警察職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和35年長崎県条例第45号。以下「条例」という。）第9条の規定に基づき、警察職員（警視の職にある者を除く。ただし、条例第5条第1項第3号、第4号、第9号及び第11号から第15号までに規定する作業に従事した場合は、この限りでない。）の特殊勤務手当の支給に関する事項を定めることを目的とする。</p>	<p>(目的) 第1条 この規則は、警察職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和35年長崎県条例第45号。以下「条例」という。）第9条の規定に基づき、警察職員（警視の職にある者を除く。ただし、条例第5条第1項第3号、第4号、第9号及び第11号から第15号まで並びに第5条の2に規定する作業に従事した場合は、この限りでない。）の特殊勤務手当の支給に関する事項を定めることを目的とする。 <u>(新型コロナウイルス感染症に係る特殊作業手当の特例)</u> <u>第14条の2 条例第5条の2に規定する警察業務は、留置業務及び死体取扱業務その他人事委員会が認める業務とする。</u> <u>2 条例第5条の2に規定する人事委員会規則で定める額は、3,000円（対象者（条例第5条の2第1号に規定する対象者をいう。以下この項において同じ。）の身体に接触して又は対象者に長時間にわたり接して行う作業その他人事委員会がこれに準ずると認める作業に従事した場合は、4,000円）とする。</u></p>

(災害派遣手当等の支給に関する規則の一部改正)

第3条 災害派遣手当等の支給に関する規則（平成5年長崎県人事委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
<p>(目的) 第1条 この規則は、災害派遣手当等に関する条例（平成5年長崎県条例第1号。以下「条例」という。）第3条の規定に基づき、災害派遣手当、武力攻撃災害等派遣手当及び特定新型インフルエンザ等対策派遣手当（以下「災害派遣</p>	<p>(目的) 第1条 この規則は、災害派遣手当等に関する条例（平成5年長崎県条例第1号。以下「条例」という。）第3条の規定に基づき、災害派遣手当、武力攻撃災害等派遣手当及び</p>

手当等」という。)の支給について必要な事項を定めることを目的とする。	手当等」という。)の支給について必要な事項を定めることを目的とする。
------------------------------------	------------------------------------

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の一般職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の規定及び改正後の警察職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の規定は、令和5年7月7日から適用する。ただし、第3条の規定は、一般職員の特殊勤務手当に関する条例等の一部を改正する条例（令和5年条例第16号）附則ただし書に規定する規定の施行の日から施行する。

発行者
長崎県
長崎市尾上町三番一号

電話代表
直通表
(八九五)
二二二
二二四

印刷所
印刷人

長崎県
長崎市権島町八番十二号

株式会社
寺クイックプリン
田宏
弥ト